

日常生活用具の購入費支給を受ける為の手続き

- 1 役場に書類を提出する。
 - ① 申請書（役場に用紙があります）
 - ② 見積書（業者から取り寄せてください）
 - ③ その他（必要がある方には役場からお知らせします）

- 2 役場から書類が届きます。
 - ① 長与町日常生活用具費支給決定通知書
 - ② 日常生活用具費支給券兼代理受領に関する委任状

*購入が可能となりましたので、業者にご連絡ください。

3 自己負担支払・補助費の受け取り方法

方法は2つあります

①一旦購入額全額を業者に支払う方法

一旦購入額全額を業者に支払ってください。

購入が済んだら、ご本人が「日常生活用具費支給券兼代理受領に関する委任状」に領収書、請求書を添付して、役場に提出して下さい。

役場からご本人宛に支給金額を振り込みます。

②委任手続きをして支給決定負担額（自己負担分）だけを支払う方法

「日常生活用具費支給券兼代理受領に関する委任状」の「委任者」欄に住所・氏名を記入し、捺印して業者に渡してください。

支給決定負担額（自己負担分）を業者に支払ってください。

委任された業者が支給決定額の請求を役場に行ないます。